○国土交通省告示第五号

対馬空港、小値賀空港、福江空港、上五島空港及び壱岐空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年一月四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　対馬空港

イ　設置者の氏名及び住所　長崎県　長崎県長崎市尾上町三番一号

ロ　空港の名称及び位置　対馬空港　長崎県下県郡美津島町

ハ　変更した事項（変更前の事項については、平成十六年国土交通省告示第百八十六号を参照。）

設置者の住所　長崎県長崎市尾上町三番一号

二　小値賀空港

イ　設置者の氏名及び住所　長崎県　長崎県長崎市尾上町三番一号

ロ　空港の名称及び位置　小値賀空港　長崎県北松浦郡小値賀町

ハ　変更した事項（変更前の事項については、平成十四年国土交通省告示第二百七十八号を参照。）

設置者の住所　長崎県長崎市尾上町三番一号

三　福江空港

イ　設置者の氏名及び住所　長崎県　長崎県長崎市尾上町三番一号

ロ　空港の名称及び位置　福江空港　長崎県五島市

ハ　変更した事項（変更前の事項については、平成二十年国土交通省告示第九十二号を参照。）

設置者の住所　長崎県長崎市尾上町三番一号

四　上五島空港

イ　設置者の氏名及び住所　長崎県　長崎県長崎市尾上町三番一号

ロ　空港の名称及び位置　上五島空港　長崎県南松浦郡有川町

ハ　変更した事項（変更前の事項については、平成十六年国土交通省告示第八百二十五号を参照。）

設置者の住所　長崎県長崎市尾上町三番一号

五　壱岐空港

イ　設置者の氏名及び住所　長崎県　長崎県長崎市尾上町三番一号

ロ　空港の名称及び位置　壱岐空港　長崎県壱岐郡石田町

ハ　変更した事項（変更前の事項については、平成十六年国土交通省告示第百八十六号を参照。）

設置者の住所　長崎県長崎市尾上町三番一号

○国土交通省告示第六号

対馬空港、小値賀空港、福江空港、上五島空港及び壱岐空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年一月四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　対馬空港

イ　設置者の氏名及び住所　長崎県　長崎県長崎市尾上町三番一号

ロ　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　対馬空港照明施設

ハ　航空灯火の位置及び所在地　対馬空港内及びその周辺　長崎県対馬市

ニ　変更した事項（変更前の事項については、平成二十八年国土交通省告示第九百号を参照）

設置者の住所　長崎県長崎市尾上町三番一号

二　小値賀空港

イ　設置者の氏名及び住所　長崎県　長崎県長崎市尾上町三番一号

ロ　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　小値賀空港照明施設

ハ　航空灯火の位置及び所在地　小値賀空港内　長崎県北松浦郡小値賀町

ニ　変更した事項（変更前の事項については、平成六年運輸省告示第八十二号を参照）

設置者の住所　長崎県長崎市尾上町三番一号

三　福江空港

イ　設置者の氏名及び住所　長崎県　長崎県長崎市尾上町三番一号

ロ　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　福江空港照明施設

ハ　航空灯火の位置及び所在地　福江空港内及びその周辺　長崎県五島市

ニ　変更した事項（変更前の事項については、平成二十七年国土交通省告示第千百七十六号を参照）

設置者の住所　長崎県長崎市尾上町三番一号

四　上五島空港

イ　設置者の氏名及び住所　長崎県　長崎県長崎市尾上町三番一号

ロ　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　上五島空港照明施設

ハ　航空灯火の位置及び所在地　上五島空港内　長崎県南松浦郡新上五島町

ニ　変更した事項（変更前の事項については、平成十六年国土交通省告示第八百二十四号を参照）

設置者の住所　長崎県長崎市尾上町三番一号

五　壱岐空港

イ　設置者の氏名及び住所　長崎県　長崎県長崎市尾上町三番一号

ロ　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　壱岐空港照明施設

ハ　航空灯火の位置及び所在地　壱岐空港内　長崎県壱岐市

ニ　変更した事項（変更前の事項については、平成十六年国土交通省告示第百八十二号を参照）

設置者の住所　長崎県長崎市尾上町三番一号

○国土交通省告示第七号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成三十年一月四日

国土交通大臣　石井　啓一